

羽村駅西口区画整理に関する陳情、日本共産党は採択に賛成！

6月23日の本会議で行われた高橋議員の採択に賛成の討論の要約をお知らせします



住民の意見を尊重し、納得いく事業内容の説明と工程を具体的に提示するように求める陳情書

西口まちづくりを考える会より提出された「羽村駅西口土地区画整理事業に関し、住民の意見を尊重し、納得いく事業内容の説明と、工程を具体的に提示するように求める陳情書」は、事業や負担内容が分からないという人が多数いるので、関係住民の意見や要望を改めて聞き、下記事項について説明するよう、市に働きかけてほしいという陳情です。

(1) 計画道路福3・4・12号線の道路幅員を計画どおり実施するのであれば、モノレールが必ず来るとの都の確約を住民に示すこと。

区画整理事業とは、減歩といって住民の土地をタダで取り上げ、道路づくりをするというのが、メインなわけで、道路幅員が必要以上に広いと言うことは、それだけ住民に負担を強いることとなります。しかも、モノレールが羽村市までのびてくる可能性はきわめて少ないと言われているので、都の確約を住民に示すことは、当然です。

(2) 福3・4・13号線、福3・4・15号線及び福7・5・1号線についても、周辺地域の利用計画と、広い幅員の必要性を示すこと、現在の道を生かせる箇所を明示すること、に賛成です。現在の道路の下には下水管が敷設されているわけですから、わざわざ道路の位置を変更して湯水のようにお金を注ぎ込むべきではないと思います。

(3) 羽村市が今まで施行してきた主に畑地の区画整理とことなり、西口地区は既成市街地であり、整備により公共施設が創設される恩恵は、むしろ地区外の市民に及ぶことから、地区内住民の過大なる負担となる減歩率と清算金の大幅削減となる案を示すこと。

(4) 安全で快適なまちづくりのためにも、市が予定している過少宅地の取り扱いは、132平方メートル以下から165平方メートル以下に変えること。

(5) 仮換地案供覧時には、清算金の交付又は徴収の概略額を同時に示すことと、その時期を明示すること。までの3、4、5、の項目にも賛成です。

陳情者である西口まちづくりを考える会は、平成15年4月に、市側から話し合いの申し入れがあり、話し合いを重ねてきたようではありますが、結局、現在に至っても、納得いく説明を受けていないと言うことであります。この事業は地域内の住民の人生を左右する事業であり採択に賛成です。(陳情書は自民系・公明などの反対で不採択になりました)



2006年7月2日 No.806
発行 羽村民報編集委員会
責任者 野崎 衷
日本共産党羽村市議団のホームページ
<http://www.jcphamura.org/>
市議団控室 電話/FAX 579 - 1163

無料法律相談

7月11日(火)午後1時半より
羽村コミュニティセンター、2階

*要予約 市議団へ連絡を

中原まさゆき TEL 554-1163

高橋 みえ子 TEL 555-1911

市川 えい子 TEL 554-1140



裏面も参照してください

福生都市計画 羽村駅西口土地区画整理事業の”停止”を求める陳情書

区画整理反対の会より提出された「羽村駅西口土地区画整理事業の”停止”を求める陳情書」は、本区画整理事業に関する「公金支出の返還と支出の差止」の住民監査請求訴訟の控訴審判決が最高裁判所にて第一審及び第二審を破棄し「一審(東京地裁)へ差し戻す」との判決(平成18年4月25日)を下したので、羽村市議会は、この判決を重く受け止め「審理の判決まで本事業を停止する」と本会議で議決し施行者羽村市に働きかけてください。というのが陳情事項であります。

日本共産党羽村市議団は、最高裁判所が判決を下した翌日の、4月26日、市長に対し「事業の停止」等、申し入れを行ったところであります。

陳情理由にも述べられていますが、最高裁は、羽村駅西口土地区画整理事業が合法か違法かを審議するよという指摘であります。しかし市長は、今議会の初日の所信表明において「今回の判決は、西口土地区画整理事業の適法性について疑義を呈したのではなく」中略で「今後も、引き続き粛々と事業を推進してまいる所存」とのべ、判決の内容を勝手に解釈し、事業を強行に進めようとしています。

最高裁の判決文の主文は「原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。本件を東京地方裁判所にさし戻す。」というもので、以下理由が述べられています。

まず、本件は当事業が違法であると主張して、公金の支出の差し止めを求めるとともに、同事業に支出した公金額相当額等の損害賠償を請求することを求める住民訴訟である、とのべ、事実関係が述べられたあと、第1審及び原審では、請求の対象の特定に欠けるとの理由で却下されたが、しかしながら、原審及び第1審の上記判断は是認することができない。としてその理由が述べられています。一言ふれると、決算書に「羽村駅西口地区整備事業に要する経費」と記載されており、対象外の支出とは区別できるのだから、監査請求を特定に欠けるとして却下したのは、是認できないということです。将来の公金の支出についても、住民監査請求の対象の特定として欠けるところはないということが出来る、としています。

結びで、「本件監査請求について請求の対象の特定を欠くとした原審及び第1審の判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」「原判決は破棄を免れず、第1審判決も取り消しを免れない。そこで、原判決を破棄し、第1審判決を取り消して、本件を東京地方裁判所に差し戻すこととする。」「裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」というのが判決文であり、まさに、羽村駅西口の事業が問われているわけです。

羽村市議会は、最高裁判決を重く受け止め「審理の判決まで本事業を停止する」と本会議で議決し施行者羽村市に働きかけるべきだと思えます。そして羽村駅西口地域は、問題の多い区画整理事業という手法ではなく、住民が参画して納得できるまちづくりをめざすべきではないでしょうか。(陳情書は自民系・公明・民主などの反対多数で不採択になりました)